

第 2 次最上町男女共同参画計画

令和 7 年 3 月

山形県最上町

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 男女共同参画をめぐる県のうごき	1
3. 最上町の現状と課題	1

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念と基本目標	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	4
4. 計画の体系	4

第3章 計画の内容

【基本目標1】 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	
基本方針1 広報・啓発による男女双方の意識改革・理解の促進	6
基本方針2 男女共同参画に関する正しい理解の促進と教育・学習の充実	7
【基本目標2】 あらゆる分野での男女共同参画の実現	
基本方針3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	8
基本方針4 雇用等の分野における男女共同参画の実現	9
基本方針5 家庭・地域における男女共同参画	11
【基本目標3】 健康で安心して生活できる環境づくり	
基本方針6 あらゆる暴力の根絶とサポート体制の充実	12
基本方針7 生活上様々な問題を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備	13

第4章 計画の推進体制

1. 推進体制	15
2. 計画の進化管理	16

参考資料

最上町男女共同参画アンケートの調査結果	16
---------------------	----

第 1 章 計画策定にあたって

1.計画策定の趣旨

最上町は、これまで男女共同参画社会の実現に向け、「最上町男女共同参画計画」（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定し、男女共同参画施策の推進に向けて取り組みを進めてきました。

この「最上町男女共同参画計画」の目標や課題を評価、検証し、町の基本構想・基本計画・実施計画、関連計画との整合を図り、男女共同参画社会の実現をめざすための町の基本的考え方と課題解決のための施策を定めた「最上町第二次男女共同参画計画」（令和 7 年度～令和 11 年度）を令和 7 年 3 月に策定しました。

2.男女共同参画をめぐる県の動き

山形県では、若年女性の県外流出への対応が喫緊の課題とされています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は女性の雇用や暮らしにより深刻な影響をもたらし、一方で、テレワークなどの導入が進み新しい働き方の可能性が広がりました。この機会を捉え、持続可能な地域社会を維持していくために、誰もが性別にかかわらず、いきいきと暮らし働ける環境づくりが重要となっています。

更に、県における男女共同参画と女性の職業生活における活躍を推進する指針として策定された「山形県男女共同参画計画」（計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度）により、「互いを認め合い、共に助け合い、誰もが希望する生き方で輝ける社会」づくりに向けて、全力で取り組みます。

【山形県男女共同参画計画の重点 5 分野】

重点分野 1：若年女性が幸せに暮らし働ける山形県の魅力を発信します

重点分野 2：防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画を推進します

重点分野 3：政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します

重点分野 4：雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスを推進します

重点分野 5：家庭・地域における男女共同参画を推進します

3.最上町の現状と課題

【現状】人口の推移・動向、労働力（国勢調査より）

(1) 人口等の状況

①人口・世帯の動き

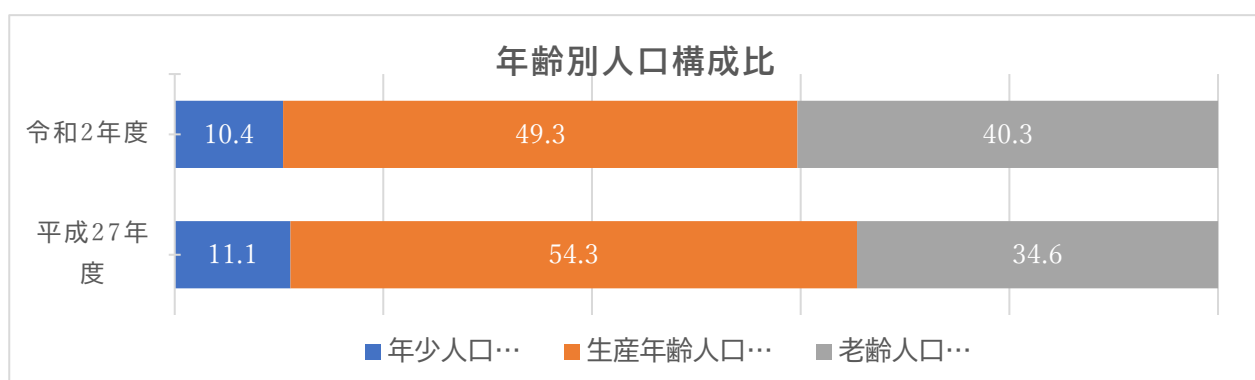
本町の人口は、令和 2 年の国勢調査において 8,080 人で、平成 27 年の国勢調査から 5 年間で 822 人減少しており、人口減少が進行していると言えます。また、世帯数も軽微減少傾向で推移しており、1 世帯あたりの世帯人数も減少していることから核家族化と少子化が進行していることが読み取れます。

	人口(総数)	人口(男)	人口(女)	一般世帯数	1世帯当たりの世帯人員
平成27年	8,902	4,299	4,603	2,653	3.36
令和2年	8,080	3,913	4,167	2,577	3.14
増減	-822	-386	-436	-76	-0.22

平成27年及び令和2年国勢調査より

②年齢別人口構成比

本町における年齢別人口構成比は、平成27年度には年少人口が11.1%、生産年齢人口が54.3%、高齢人口が34.6%を占めていたのに対し、令和2年度には年少人口が減少し10.4%、生産年齢人口も49.3%に減少し、高齢人口は増加し40.3%となりました。これにより、少子高齢化が進行していることが分かります。

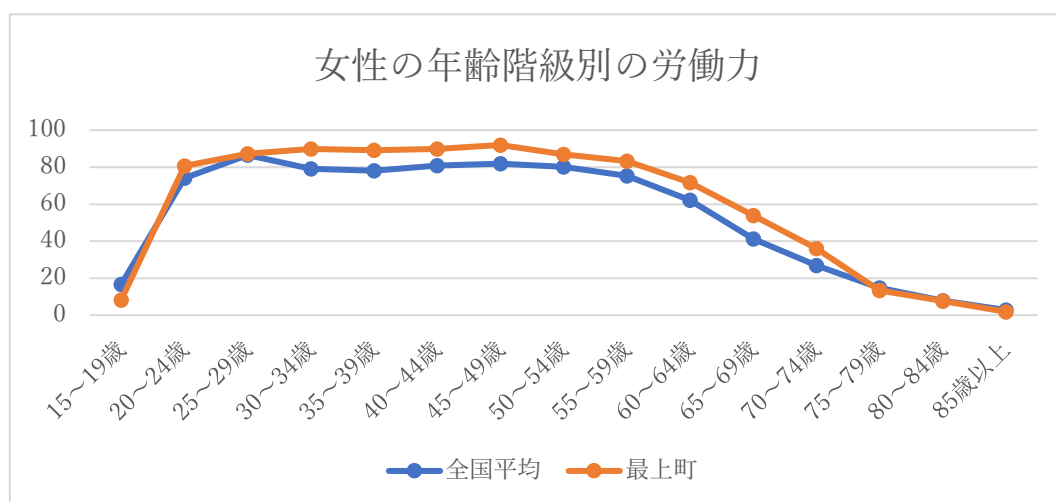


令和2年国勢調査より

(2) 就業の状況

①女性の年齢階級別の労働力

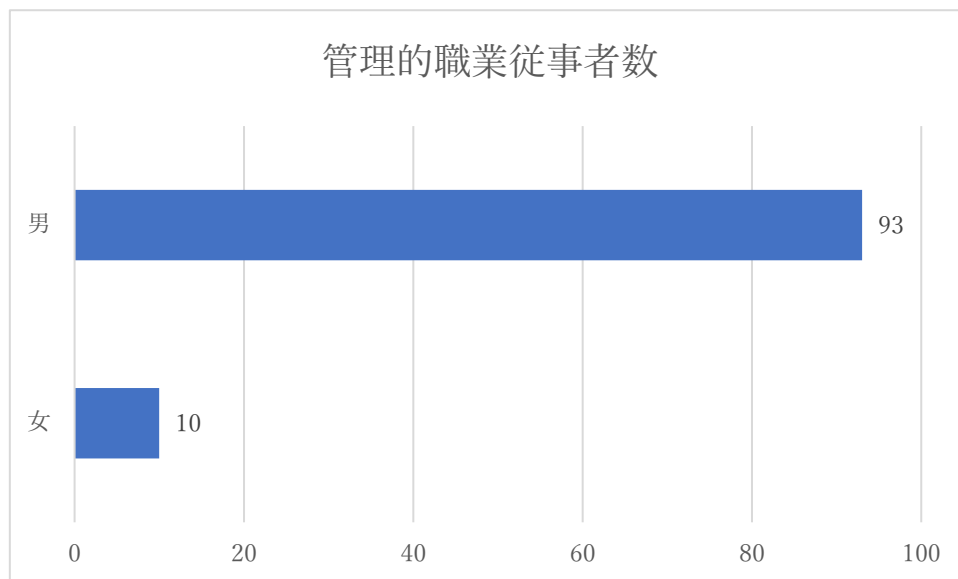
最上町の女性労働力はほぼ全国平均を上回っています。このことから、女性が結婚して妊娠・出産を機に休職または退職しても、企業における女性の雇用促進や子育てしながらでも働きやすい保育サービスの充実などにより働きやすい環境整備が進んでいることが読み取れます。



令和2年国勢調査より

②女性の管理職員数の割合

本町における管理的職業従事者の占める割合は以下グラフのとおり 9 割以上が男性であり、女性の管理職への登用が進んでいないことが分かります。



令和 2 年国勢調査より

第 2 章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

計画策定当初の理念を踏まえ、住民一人ひとりが多様な性別や考え方の人がいることを理解したうえで、その能力や個性を十分に発揮し、協力し合い安心して暮らせる町づくりの実現を目指すため、次のように掲げます。

『誰もが共に認め・尊重し合い、自分らしく安心して暮らせる最上町』

(2) 基本目標

本計画では、この基本理念を実現するため、次に示す 3 つの基本目標を設定します。

基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

基本目標 2 あらゆる分野での男女共同参画の実現

基本目標 3 健康で安心して生活できる環境づくり

2.計画の位置づけ

本計画は、以下関連法令及び第5次最上町総合計画の施策6-3-1と関連した位置づけとなっています。

- (1)「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。
- (2)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置づけます。
- (3)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に基づく基本計画として位置づけます。
- (4)「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難支援法）」第8条第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

3.計画の期間

この計画の期間は、「最上町男女共同参画計画」の終了年度に合わせ、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、関連法改正や新法制定があったときには進捗状況を踏まえ、必要に応じて改定します。

4.計画の体系

基本理念

誰もが共に認め・尊重し合い、自分らしく安心して暮らせる最上町

基本目標1

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

基本方針1 広報・啓発による男女双方の意識改革・理解の促進
方針に基づく施策

- ①男女共同参画への理解を広げる啓発活動の充実
- ②性別による固定役割分担意識と社会慣行の見直し

基本方針2 男女共同参画に関する正しい理解の促進と教育・学習の充実
方針に基づく施策

- ①社会における男女共同参画意識の啓発
- ②あらゆる世代が男女共同参画意識を学べる機会の充実

基本目標 2

あらゆる分野での男女共同参画の実現

基本方針 3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
方針に基づく施策

- ①審議会等委員への女性の参画推進
- ②企業や団体等方針決定の場における男女共同参画の促進

基本方針 4 雇用等の分野における男女共同参画の実現
方針に基づく施策

- ①雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保
- ②ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

基本方針 5 家庭・地域における男女共同参画の推進
方針に基づく施策

- ①家庭生活における男女共同参画意識の啓発
- ②地域活動における男女共同参画の推進

基本目標 3

健康で安心して生活できる環境づくり

基本方針 6 あらゆる暴力の根絶とサポート体制の充実
方針に基づく施策

- ①暴力の根絶に向けた意識づくりの促進
- ②DV 相談体制の整備と被害者支援の充実

基本方針 7 生活上様々な問題を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備
方針に基づく施策

- ①困難な問題を抱える人々への支援及び啓発と相談体制の整備
- ②性の多様性に関する理解促進

5.計画の策定方法

本計画の基礎資料として、アンケート方式による住民意識調査(以下「アンケート調査」という。)を令和 7 年 1 月に行いました。現状と課題を分析し、令和 11 年度までに実現していく施策を「第二次最上町男女共同参画基本計画」としてまとめました。

実施時期 令和 7 年 1 月 15 日～31 日

実施方法 WEB アンケート、書面調査(内容は同一)

回答状況 216 件(男性 109、女性 106、その他 0、無回答 1)

第 3 章 計画の内容

◆基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

基本方針 1 広報・啓発による男女双方の意識改革・理解の促進

男女共同参画社会については、広報誌や町のホームページで情報発信を行っているものの、認知度が低い状況です。今後はより一層、家庭・地域・職場・学校・メディアなどのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画を親しみやすくわかりやすいものとすることが重要です。

【方針に基づく施策】

①男女共同参画への理解を広げる啓発活動の充実

町のホームページや広報紙等多様な媒体を通じて、男女共同参画に関する情報提供を定期的に行うことで、町民が正しい知識を習得し、多様な考えを理解できる環境を整備します。また男女共同参画週間にはパネル展示等を行い、周知の強化を図ります。

また、人権の尊重は、男女共同参画社会を形成するうえで、基盤となる考え方です。人権擁護委員とも連携して啓発を行い、町民の人権尊重の意識の高揚を図ります。

②性別による固定役割分担意識と社会慣行の見直し

性別による固定的役割分担意識とは、社会において男性と女性がそれぞれ特定の役割や行動を期待されるという考え方を指します。具体的には、男性は主に家計を支える役割を担い、外で働くことが期待される一方で、女性は家庭を守り、子育てや家事を中心に行うことが求められるというような考え方が一般的です。このような固定的な役割分担は、個人としての能力や個性を無視し、個々の選択肢を狭める結果となるため、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けるという考えや意識を見直していくことで、男女共に個性を伸ばせる環境を目指します。

町が実施したアンケート調査では、「家庭生活の中で主に家事を行う方の割合」は男性が 10%女性が 46.2%と、圧倒的に女性が多いものの、「内容によって分担をしている」との回答が 41.8%という結果になりました。夫婦の共働き家庭も増加していることから、役割分担をするなどして家庭内で家事負担を分け合う家庭もある中で、多くの家庭は未だ女性の家事負担が多いとの結果になっております。このことから、男女平等と男女共同参画への町民の意識を高めていく必要があります。

多様な機会での啓発を行っていくことが求められます。

【具体的施策】

具体的施策	事業の内容	担当課
多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進	町ホームページ、広報紙等を通じた情報発信、資料の配架、ポスター・パネルの展示 県及び関係団体が主催するイベントの周知	総務企画課（まちづくり推進室）
人権問題に関する理解の促進と啓発	人権擁護委員、関係課が連携して、人権問題に関する理解の促進と啓発を行う 人権に関する相談会を開催する	町民税務課
固定役割分担意識と社会慣行の見直し	様々な機会における固定的性別役割分担意識の見直しの促進	総務企画課（まちづくり推進室）

基本方針 2 男女共同参画に関する正しい理解の促進と教育・学習の充実

性別にとらわれない男女共同参画意識を高めるためには、地域社会や学校における男女共同参画の視点を踏まえた教育と学習の機会は極めて重要です。男女共同参画社会の形成は、女性だけではなく、男性にとっても、より暮らしやすくなるものであることへの理解や、性別にかかわらず個性や能力を発揮することへの理解が深まるよう、社会教育・学校教育その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進します。

【方針に基づく施策】

①社会における男女共同参画意識の啓発

地域づくりにおいては、性別にとらわれず男性と女性が協力し、あらゆる分野に参画する意識を高めることが求められます。これにより、普段の生活で男女共同参画について考える機会を創出することを目的とし、町民の集いの場へ出向き出前講座を実施します。

②あらゆる世代が男女共同参画意識を学べる機会の充実

男女共同参画意識の形成は、幼少期の学習や経験に大きく影響されるため、早期から互いの良さや自分らしさを認め合う姿勢を育むことが重要です。まずは、教職員、保育士が研修を積極的に受講し男女平等に関する知識を深め、理念を理解し実践することで、性別にとらわれず偏りのない教育活動を行います。

また、人権擁護委員とも連携しつつ学校の授業内でも自分らしさの重要性について学習し、互いを認め合える心を養うことを目指します。

【具体的施策】

具体的施策	事業の内容	担当課
地域社会における啓発の推進と学習機会の提供	町民を対象とした出前講座の実施	総務企画課(まちづくり推進室)
男女共同参画の視点に立った教育の実施	幼児施設・学校における、男女混合名簿の実施 中学校の制服の選択の自由化 県・最上地区で開催される校長会及び教頭会での各種研修受講 教職員・保育士を対象とした研修受講の促進 学校の授業内で男・女・自分らしさなど男女共同に関する内容に触れ、学ぶ機会を設ける	教育文化課 こども支援課
人権問題に関する学習機会の提供	小学校、中学校において、人権擁護委員と連携し、花植えや講話などを行いながら人権について話し合う機会を設ける 学校の授業内で人権について触れ、学ぶ機会を設ける 学校内に人権に関する啓発物の掲示を行う	教育文化課 町民税務課

【評価指標】

指標名	現状値(R6 年度の値)	目標値(R12 年度)
広報・啓発活動	5 回 / 年 ※ポスター掲示・資料配架は通年	6 回 / 年 ※ポスター掲示・資料配架は通年
町民を対象とした講座の開催数	0 回	2 回 / 年

◆基本目標 2 あらゆる分野での男女共同参画の実現

基本方針 3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

男女共同参画計画において、政策や方針決定過程へ女性が参画することは、行政や企業が多様な価値観を施策や組織運営に反映させるために重要です。女性が自らの能力を発揮し、政策決定に平等に関与できるよう、意見を反映できる役職に就くことが求められています。また、女性が政治的・経済的・社会的・文化的な領域に参画する能力を高めるための環境づくりも重要となります。

【方針に基づく施策】

①審議会等委員への女性の参画推進

庁内における審議会や委員会の女性委員の比率は、22.2%となっております。しかし、審議会、委員会によっては専門知識を持つ女性人材がいないことなどを理由に女性の委員が不在となっていることから、女性の登用を推進するとともに、専門知識を持つ女性がリーダーシップを発揮できるような人材育成を行うことで女性の参画を推進していきます。

②企業や団体等方針決定の場における男女共同参画の促進

企業においても方針決定の場に女性が参画することは、多様性をもつ発展に必要なことです。商工会や関係部署と連携し啓発を行うとともに、女性のキャリアアップ、スキルアップにつながるようなセミナー等に関する周知を積極的に行い、人材育成を推進します。

【具体的な施策】

具体的施策	事業の内容	担当課
町の審議会・委員会 員への女性の参画 推進	審議会等における女性委員の登用状況調査の実施	総務企画課（まちづくり推進室）
町や企業における 管理職への女性登 用促進	町における女性管理職の登用推進	総務企画課（総務庶務室）
	商工会や関係課と連携し、企業や各種団体における代表や役員への女性の登用推進	商工観光課 総務企画課（まちづくり推進室）
	国・県等関係団体が主催するキャリアアップセミナー、人材育成セミナーについての周知	

基本方針 4 雇用等の分野における男女共同参画の実現

働くことは生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。また、経済的自立は、暴力等による困難な状況から抜け出すことにも必要となり、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることで幸福感が得られます。

しかし、現在の女性の労働環境や条件においては、雇用や昇任・昇格や賃金、さらには教育訓練の機会など、男女間の格差が依然として残っています。また、セクシュアル・ハラスメントやモラル・ハラスメントなどのハラスメントは、就業環境を悪化させるだけでなく、人権を侵害する社会的な問題となっています。これらの状況を改善し、男女が平等に、いきいきと働くことができる職場環境の整備に向けて、

企業、労働者、町が連携し、安心して健康で働き続けるための環境づくりを推進します。

【方針に基づく施策】

①雇用等における男女の均等な機会と待遇の確保

町で実施したアンケート調査によると、出産を理由に仕事を離職・休職したことがある比率が21.6%という結果になりました。女性の労働環境は「働き方改革関連法」や「女性活躍推進法」の整備により改善されつつありますが、依然として雇用形態や賃金において男女の格差が存在しています。特に、結婚や出産、育児などの理由で一時的に就労を中断した女性は、パートタイムや派遣、家内労働者として再就職することが多く、これらの短期的な雇用形態は待遇面で正規雇用者と比べて不利な状況にあります。男女がともに働きやすい環境を整えるために、企業及び労働者へ必要な情報提供を行います。

②ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

健康で働き続けるためには、働きやすい労働環境の整備が必要となります。県ではやまがたスマイル企業認定制度を導入しており「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍推進」などに積極的に取り組む企業がこれに該当します。町では認定企業への雇用奨励金の増額などを実施し積極的に認定の推進を行います。

また、子育てする親が安心して働き続けるために町民からのニーズを鑑みながら保育サービスの充実を図ります。更には、多様な機会でも育児・介護休業制度の周知を行い、妊娠・出産などライフステージに応じて不本意な休職退職とならないよう企業及び労働者の理解を深めます。

【具体的な施策】

具体的施策	事業の内容	担当課
雇用・就労における男女の均等な機会と待遇の確保	就労を希望する人へ必要な情報提供を行うため、多様な媒体で周知を図る 求職者への資格取得支援補助金と企業への雇用奨励金の交付による就労支援を行う	商工観光課
やまがたスマイル企業への登録推進	県が実施するやまがたスマイル企業認定制度への登録を推進する ※やまがたスマイル企業…「ワーク・ライフ・バランス」「女性の活躍推進」などに積極的に取り組む企業を県が認定する制度。	商工観光課
子育てする親が安心して働くことのできる環境整備	保育施設における一時預かり事業、病児保育事業の実施 放課後児童クラブの実施	こども支援課
育児・介護休業制度の普及と促進	商工会や関係課と連携した町民及び事業所、労働者へ向けた、育児・介護休業制度の周知 あらゆる媒体を利用し町民への育休制度、介護休	商工観光課 こども支援課 健康福祉課

	暇に関する周知	総務企画課（まちづくり推進室）
--	---------	-----------------

基本方針 5 家庭・地域における男女共同参画の推進

男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女がともに進めていくものです。固定的な性別役割分担意識を変えることで、女性も男性も一人ひとりがお互いを尊重しながら自分らしく生きられることにつながり、家庭や地域などに積極的に関わることができると考えられます。特に、男女共同参画の視点を家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要となります。

また、当町においては、近年豪雨災害や大雪などの自然災害が発生しており、地域活動への参加を通じてコミュニティを築くことが求められています。このような状況においては、男性だけではなく女性の意見も反映されることにより、多様な視点を取り入れることができ地域全体における連携の意識を高めることに繋がります。

【方針に基づく施策】

①家庭生活における男女共同参画意識の啓発

家庭は日常生活の拠点であり、夫婦が互いの人格と人権を尊重し、自立を支え合い、現代の核家族化・共働き夫婦の増加が進行していることを鑑みても男女が協力して生活することが求められます。アンケート調査では、家事は内容によって役割分担をしているという回答も 41.8%あるものの、46.2%は女性の家事負担が多いと回答しています。このことから、未だ女性の負担が多い現状にあることが読み取れます。町では、男性が家事・育児に参加する後押しとなるよう育児イベントや料理教室、介護教室を開催するなどして男性の家事育児参加を促進していきます。

②地域活動における男女共同参画の推進

地域社会を活性化し持続可能にするためには、性別に関係なく誰もが地域活動に参加することが重要です。なお、地域の多様なニーズに応えるためには、活動の担い手が性別や年齢において多様であることへの理解を深めることや、役割が固定化されないことが求められます。

また、近年の豪雪や自然災害等有事の際も地域住民が互いに支え合えるネットワークを構築することで安心して充実した生活を送ることができます。なお、発災の際には年齢性別等にとらわれず、すべての町民のニーズに配慮した対応を行います。

【具体的な施策】

具体的施策	事業の内容	担当課
男女がともに家事・育児・介護へ参加しやすい環境づくり	夫婦で参加しやすい親子参加型の育児に関するイベントの開催 乳幼児健診と併せて離乳食教室を実施 夫婦で参加しやすい料理教室の実施 介護教室の実施	こども支援課 健康福祉課
地域活動に男女がともに参画しやすい環境づくり	性別にとらわれず男女が共に協力し合い PTA 活動を実施する	教育文化課 こども支援課
地域防災における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点に立った防災計画の策定 自主防災組織の育成強化と男女共同参画の推進 避難所の運営役員へ積極的な女性登用 授乳室・更衣室等女性へ配慮した避難所の設営	総務企画課（危機管理室）

【評価指標】

指標名	現状値 (R6 年度の値)	目標値 (R12 年度)
地方自治法(第 202 条の 3)に基づく審議会の女性登用率	22.20%	25%
男女平等に関する講座・セミナー等の実施回数	0 回	1 回
ワーク・ライフ・バランスについて理解している人の割合	30%	50%
やまがたスマイル企業の認定数（延べ数）	3	6

◆基本目標 3 健康で安心して生活できる環境づくり

基本方針 6 あらゆる暴力の根絶とサポート体制の充実

夫婦や恋人など親密な間柄で行なわれる暴力行為は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する問題です。家庭内等で起こるDV（身体的暴力、モラル・ハラスメント等の精神的暴力、経済的暴力、性的暴力など）は、被害が潜在化しやすく、外部からの発見が困難な状況にあります。子どもの面前でのDVは児童虐待にあたり、子どものこころや体への影響についても深刻な問題となっています。

また、男性の被害者も存在することや同性愛のパートナー間においてもDVが存在することを踏まえて、一人ひとりの人権意識を高め、暴力を容認しない社会的風土を醸成することが重要であるため、若年層を始め、あらゆる年齢層を対象とした予防啓発と教育・学習の充実に取り組みます。

【方針に基づく施策】

①暴力の根絶に向けた意識づくりの促進

アンケート調査によると、回答者の約1割がドメスティック・バイオレンスを受けた経験や、そのようなことを身近で見聞きしたことがあると回答しています。またそういう話を聞いたことがあると回答している方も多く、このことから、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みが必要であり、暴力を容認しない社会づくりや被害者の安全確保、正しい理解の普及が求められています。

②DV相談体制の整備と被害者支援の充実

アンケート調査では、DVを受けた人が公的な相談機関等を利用して相談する件数は少数となりました。DVは身体的暴力だけでなく、経済的問題や同伴児童の問題、被害者の心身状態など複雑な事情が絡んでおり、深刻な事例も多く見られます。

このことから、相談機関の周知を強化していくことと、DV被害者支援体制の充実を図るために、相談担当職員の資質向上や警察、県配偶者暴力支援センターとの連携強化が必要です。

【具体的な施策】

具体的施策	事業の内容	担当課
DVなどの暴力の防止に向けた啓発	国・県で開催するイベントの情報提供 啓発物品の掲示・配架	健康福祉課 こども支援課 総務企画課（まちづくり推進室）
差別やいじめをなくす教育の推進	学校における授業で自分らしさを大切に、あらゆる差別やいじめを許さない意識の育成と、人権文化を育む	教育文化課
DV相談窓口の周知と体制の充実	ホームページ、広報紙等を利用した相談窓口の周知の実施	総務企画課（まちづくり推進室）
	相談窓口の設置及び周知 研修への参加等による、相談業務対応職員のスキルアップ	健康福祉課 こども支援課
	庁内での適切な情報共有と関係機関との連携強化	全庁

基本方針7 生活上様々な問題を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備

少子高齢化による核家族化の進行や物価高騰による経済の低迷、新型コロナウイルス感染症の拡大など様々な要因により、高齢者や障がい者、ひとり親家庭、外国人居住者などは、貧困等生活上の困難に直面しています。とりわけ女性の貧困は、ひとり親をはじめ子育て世帯においては子が成

人した後も続くことや、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性、高齢女性も含め、すべての年代に生じ得ることに留意する必要があります。

また、近年、性の多様性への理解は広がりつつあり、LGBTQ（性的マイノリティ）・SOGI（性的指向・性自認）等の性的指向・性自認に関する言葉の認知度は高くなっています。しかしながら、性的指向・性自認に関する少数者は、周囲の理解不足から差別や偏見を受ける等、社会生活を送る上での不利益を被ることがあり、そのことが生きづらさにつながってしまう場合があります。このため、生活上様々な立場の人々の人権が尊重されるよう理解を深めるとともに、自らの意思で多様な生き方を選択できるよう環境の整備が必要です。

【方針に基づく施策】

①困難な問題を抱える人々への支援及び啓発と相談体制の整備

誰もが安全で安心な暮らしを送るために、地域社会で生活上の困難を抱える人々が重要な一員として支え合える環境を整備することが求められています。また、近年は感染症や物価高騰の影響により、高齢者や障がい者、ひとり親家庭、外国人など、社会的に弱い立場にある人々の生活がとりわけ厳しくなっています。町ではこのような困難な状況における相談窓口の周知を行い、必要な支援を受けることのできるよう啓発活動を行います。また、関係部署が連携し適切な支援を行えるよう連携を図ります。

②性の多様性に関する理解促進

近年、性の多様性に対する理解が進んでおり、LGBTQ や SOGI といった性的指向・性自認に関する認知度も高まっています。しかしながらアンケート調査では、LGBTQ について内容を知っていると回答した方は全体の 42.4%、SOGI の内容を知っていると回答した方の割合は 18.3%でした。全国的には認知や理解が高まっていますが、当町における認知度はまだ低いと言えます。性的少数者は周囲の理解不足から差別や偏見に直面し、社会生活において不利益を被ることがあり、これが生きづらさにつながることがあります。このため、性の多様性についての理解を深めるために、町民向け資料の配布や啓発活動、講座等の実施を通じて、幅広い年齢層に学習機会や情報を提供します。

【具体的な施策】

具体的施策	事業の内容	担当課
ひとり親家庭及び貧困家庭への自立支援	自立支援に向けた各種制度の周知及び相談対応	こども支援課 健康福祉課
相談窓口の周知と体制の充実	多様な機会及び媒体を利用したし相談窓口の周知を行う	総務企画課（まちづくり推進室）
	相談窓口の設置及び周知 研修への参加等による、相談業務対応職員のスキルアップ	健康福祉課 こども支援課
	適切な情報提供と関係機関との連携強化	全庁

性の多様性への理解の促進	国・県と連携した性の多様性に関する啓発 県で実施するパートナーシップ宣誓制度に関する 周知	総務企画課（まちづくり推進室）
	中学校の授業内で性の多様性に関する内容に触 れ、学ぶ機会を設ける	教育文化課

【評価指標】

指標名	現状値(R6 年度の値)	目標値(R12 年度)
DV 及び困難な状況における相談窓口を知っている人の割合	87%	95%
LGBTQ の内容を知っていると回答した人の割合	42.4%	60%
SOGI の内容を知っていると回答した人の割合	18.3%	40%

第4章 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、総務企画課まちづくり推進室を中心として、庁内各部局との連携を強化し、住民、地域、企業などと協力しながら、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組めます。

1.推進体制

(1) 住民、地域、団体、企業等との連携

男女共同参画社会の推進は、住民や地域、企業、関係機関、各種団体などによる自主的、主体的な活動が不可欠であり、このような活動との連携や支援を図り、町広報紙やホームページを活用しての情報提供により幅広い参加を目指します。

(2) 庁内各部局、関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を推進していくためには、行政が主体的・先導的に果たす役割が大きく、その取り組みは行政のあらゆる分野にわたるため、全ての職員が男女共同参画社会の実現を目指すという共通認識を持つことが重要であり、全庁体制で推進します。

また、庁内のみならず、国や県、周辺市町村との連携・調整を図るなど、様々な取り組みを推進します。

2.計画の進行管理

総務企画課まちづくり推進室において、庁内の各課が実施する施策等の実施状況を把握し、計画を着実に遂行します。

また、施策の評価・検証については、事業として掲げた個々の施策の実施状況を点検・評価、また課題の検討を行い、計画の実現に努めます。

最上町男女共同参画アンケートの調査結果

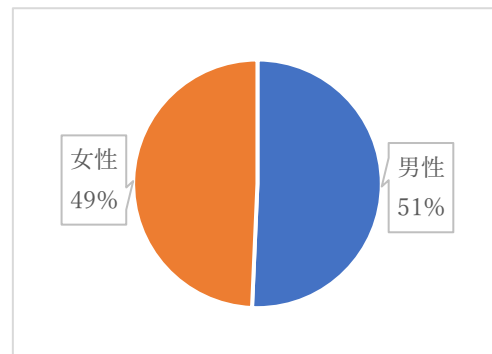
- 1.調査名称 最上町男女共同参画アンケート
- 2.調査対象 最上町に住む 18 歳以上の住民
- 3.調査方法 web アンケート、書面
- 4.調査期間 令和 7 年 2 月
- 5.回答数 216 人
- 7.アンケート結果 以下のとおり

あなたのことについて

1.あなたの性別を教えてください。

- ①男性 ②女性 ③その他

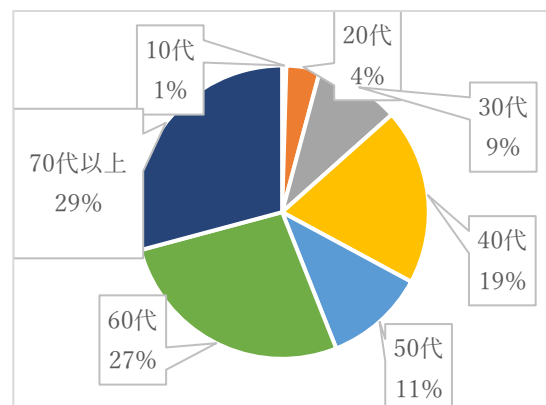
	件数	構成比
男性	109	50.6
女性	106	49.3
合計	215	99.9



2.あなたの年齢を教えてください。

- ①10代 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60代 ⑦70代以上

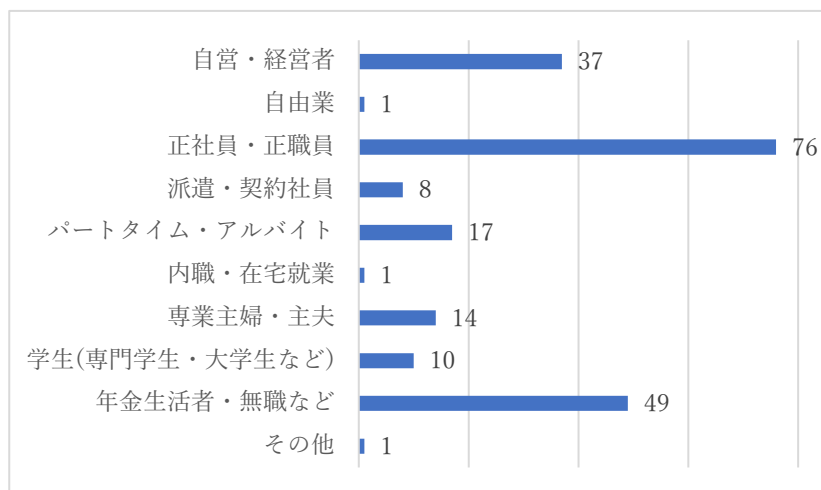
	件数	構成比
10代	1	0.4
20代	8	3.7
30代	20	9.2
40代	42	19.4
50代	24	11.1
60代	58	26.8
70代以上	63	29.1
合計	216	99.7



3.現在の職業を教えてください。

- ①自営・経営者 ②自由業 ③正社員・正職員 ④派遣・契約社員 ⑤パートタイム・アルバイト
⑥内職・在宅就業 ⑦専業主婦・主夫 ⑧学生(専門学生・大学生など) ⑨年金生活者・無職など
⑩その他()

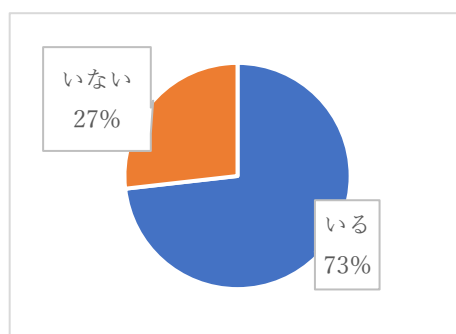
	件数	構成比
自営・経営者	37	17.2
自由業	1	0.4
正社員・正職員	76	35.5
派遣・契約社員	8	3.7
パートタイム・アルバイト	17	7.9
内職・在宅就業	1	0.4
専業主婦・主夫	14	6.5
学生(専門学生・大学生など)	10	4.6
年金生活者・無職など	49	22.8
その他	1	0.4
合計	214	99.4



4.同棲する配偶者もしくはパートナーがいますか。

- ①いる ②いない

	件数	構成比
いる	153	73.2
いない	56	26.7
合計	209	99.9

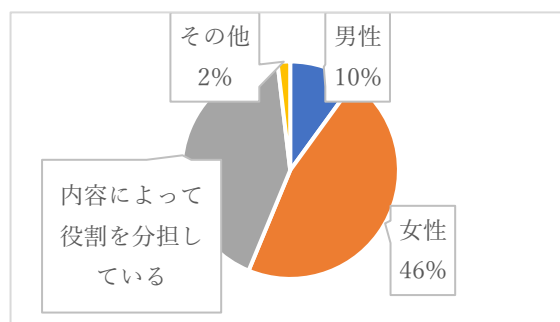


日常生活における男女の地位について

1.家庭生活の中で主に家事を行う方はどなたですか。

①男性 ②女性 ③内容によって役割を分担している ④その他()

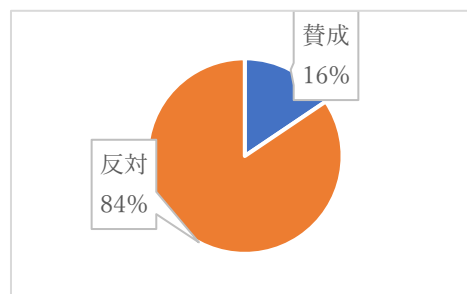
	件数	構成比
男性	16	10
女性	74	46.2
内容によって役割を分担している	67	41.8
その他	3	1.8
合計	160	99.8



2.男性は外で働き、女性は家庭を守るべきであるという考え方について、どう思いますか。

①賛成 ②反対

	件数	構成比
賛成	33	15.5
反対	179	84.4
合計	212	99.9

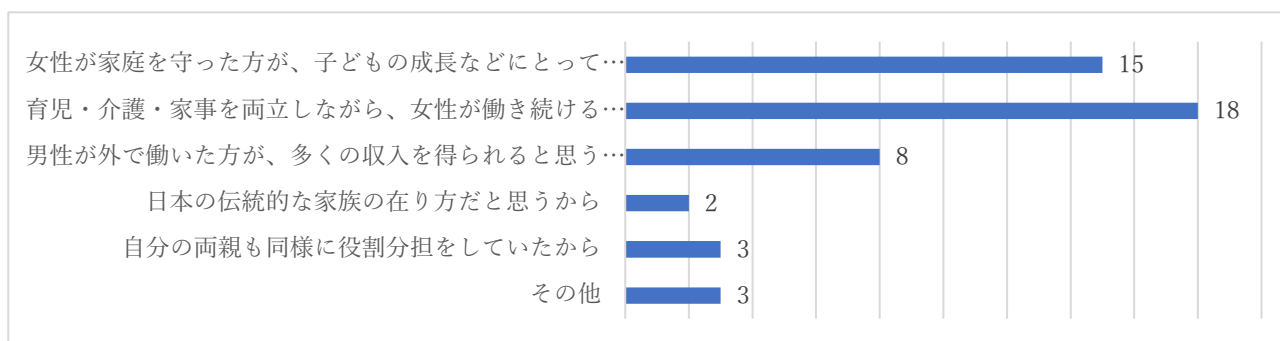


2-1. 【2で「賛成」と回答された方へ】

賛成と思う理由を教えてください。

- ①女性が家庭を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから
 ②育児・介護・家事を両立しながら、女性が働き続けることは大変だと思うから
 ③男性が外で働いた方が多くの収入を得られると思うから
 ④日本の伝統的な家族の在り方だと思うから
 ⑤自分の両親も同様に役割分担をしていたから
 ⑥その他()

	件数	構成比
女性が家庭を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから	15	30.6
育児・介護・家事を両立しながら、女性が働き続けることは大変だと思うから	18	36.7
男性が外で働いた方が、多くの収入を得られると思うから	8	16.3
日本の伝統的な家族の在り方だと思うから	2	4
自分の両親も同様に役割分担をしていたから	3	6.1
その他	3	6.1
合計	49	99.8

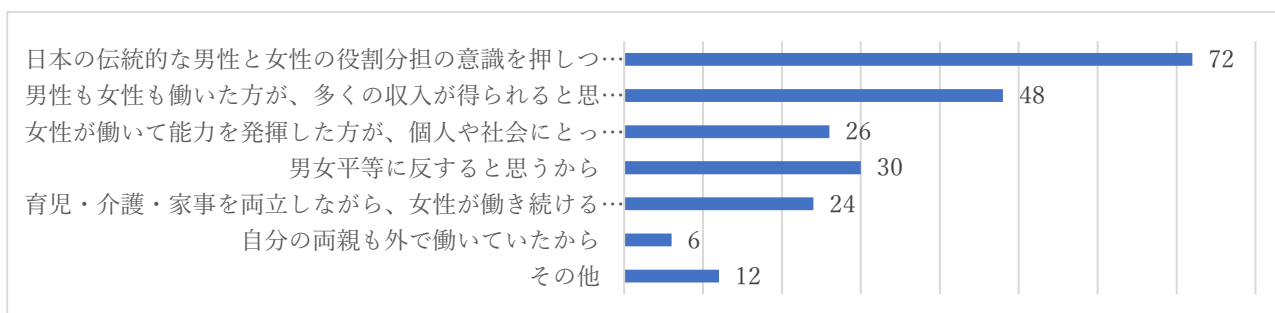


2-2. 【2で「反対」と回答された方へ】

反対と思う理由を教えてください。

- ①日本の伝統的な男性と女性の役割分担の意識を押しつけるべきではないから
- ②男性も女性も働いた方が、多くの収入が得られると思うから
- ③女性が働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとって良いと思うから
- ④男女平等に反すると思うから
- ⑤育児・介護・家事を両立しながら、女性が働き続けることは可能だと思うから
- ⑥自分の両親も外で働いていたから
- ⑦その他()

	件数	構成比
日本の伝統的な男性と女性の役割分担の意識を押しつけるべきではないから	72	33
男性も女性も働いた方が、多くの収入が得られると思うから	48	22
女性が働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとって良いと思うから	26	11.9
男女平等に反すると思うから	30	13.7
育児・介護・家事を両立しながら、女性が働き続けることは可能だと思うから	24	11
自分の両親も外で働いていたから	6	2.7
その他	12	5.5
合計	218	99.8

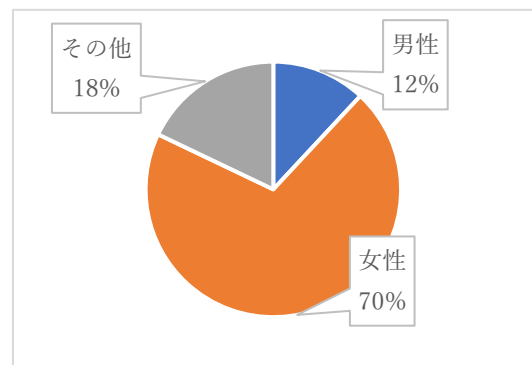


3.【ご家庭に中学生以下のお子様がいらっしゃる方へ】

主に育児(習い事・部活の対応を含む)を担当している方はどなたですか。

①男性 ②女性 ③その他()

	件数	構成比
男性	8	11.9
女性	47	70.1
その他	12	17.9
合計	67	99.9

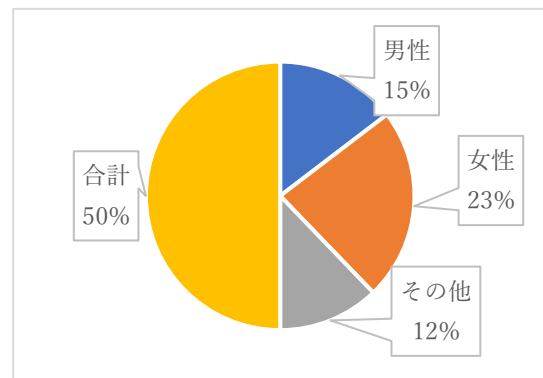


4.【ご家庭に介護が必要となる方がいらっしゃる方へ】

主に介護を担当している方はどなたですか。

①男性 ②女性 ③その他()

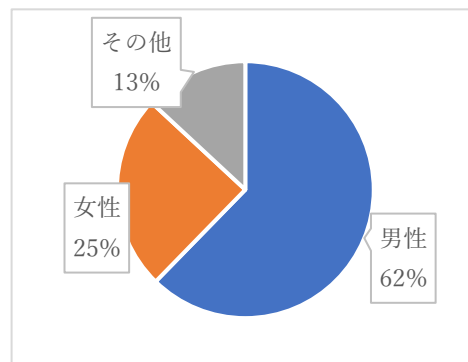
	件数	構成比
男性	12	29.2
女性	19	46.3
その他	10	24.3
合計	41	99.8



5.家庭生活の中で地域行事に参加されている方はどなたですか。

①男性 ②女性 ③その他()

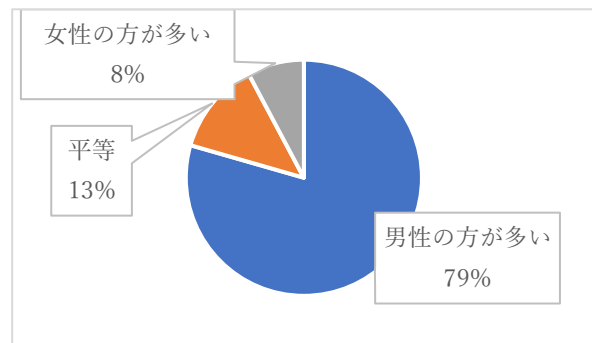
	件数	構成比
男性	119	62.3
女性	47	24.6
その他	25	13
合計	191	99.9



6.自治会やPTAなどの地域活動の場において、役員の割合は男女どちらが多いですか。

①男性の方が多い ②平等 ③女性の方が多い

	件数	構成比
男性の方が多い	143	79.4
平等	23	12.7
女性の方が多い	14	7.7
合計	180	99.8



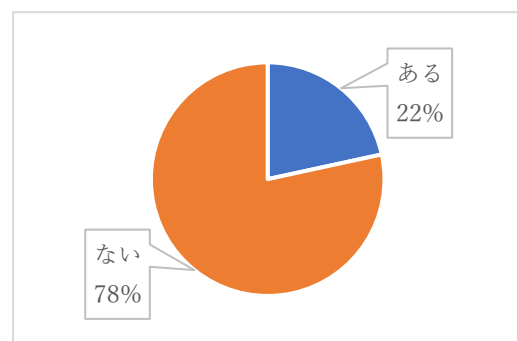
職場における男女の地位について

1.あなたはこれまで、出産を理由に離職・休職をしたことがありますか。

※産前産後休暇は含みません。

①ある ②ない

	件数	構成比
ある	35	21.6
ない	127	78.3
合計	162	99.9

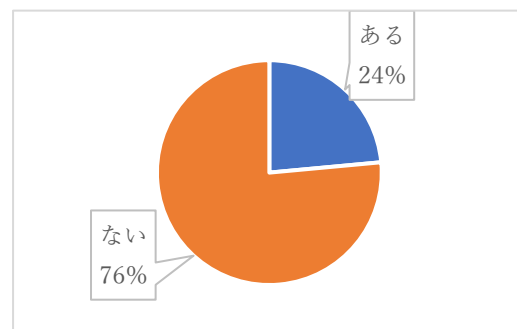


2.あなたはこれまで、育児を理由に離職・休職をしたことがありますか。

※育児休業を含みます。

①ある ②ない

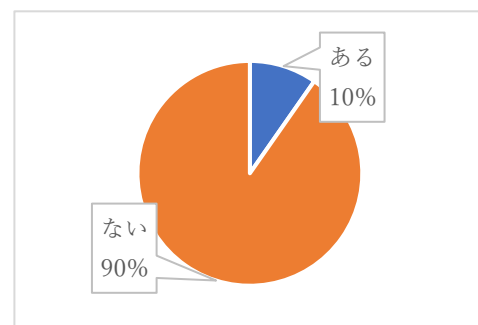
	件数	構成比
ある	40	23.5
ない	130	76.4
合計	170	99.9



3.あなたはこれまで、介護を理由に離職・休職をしたことがありますか。

①ある ②ない

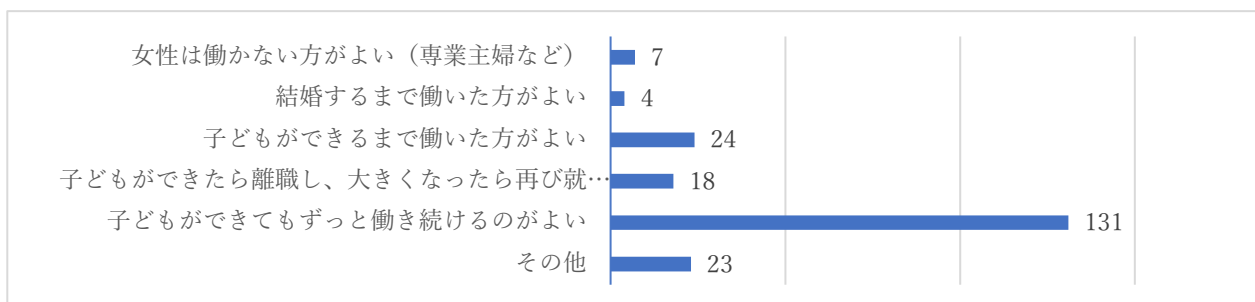
	件数	構成比
ある	17	9.7
ない	158	90.2
合計	175	99.9



4.女性が働くことについてどう考えますか。

- ①女性は働かない方がよい（専業主婦など） ②結婚するまで働いたほうがよい ③子どもができるまで働いたほうがよい ④子どもができたら離職し、大きくなったら再び就職するのがよい ⑤子どもができてもしっかりと働き続けるのがよい ⑥その他（ ）

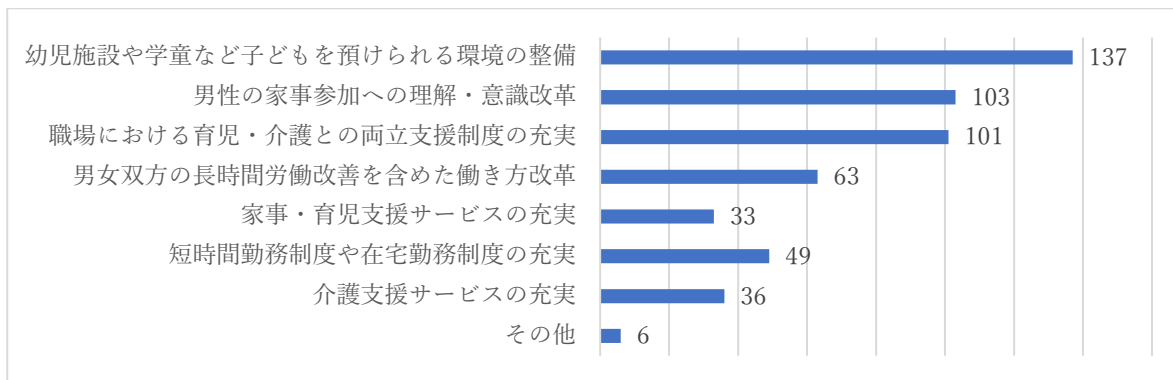
	件数	構成比
女性は働かない方がよい（専業主婦など）	7	3.3
結婚するまで働いた方がよい	4	1.9
子どもができるまで働いた方がよい	24	11.5
子どもができたら離職し、大きくなったら再び就職するのがよい	18	8.6
子どもができてもしっかりと働き続けるのがよい	131	63.2
その他	23	11.1
合計	207	99.6



5.女性が出産後も離職せず同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場で必要なことは何だと思いませんか。（3つまで選択可）

- ①幼児施設や学童など子どもを預けられる環境の整備 ②男性の家事参加への理解・意識改革 ③職場における育児・介護との両立支援制度の充実 ④男女双方の長時間労働改善を含めた働き方改革 ⑤家事・育児支援サービスの充実 ⑥短時間勤務制度や在宅勤務制度の充実 ⑦介護支援サービスの充実 ⑧その他（ ）

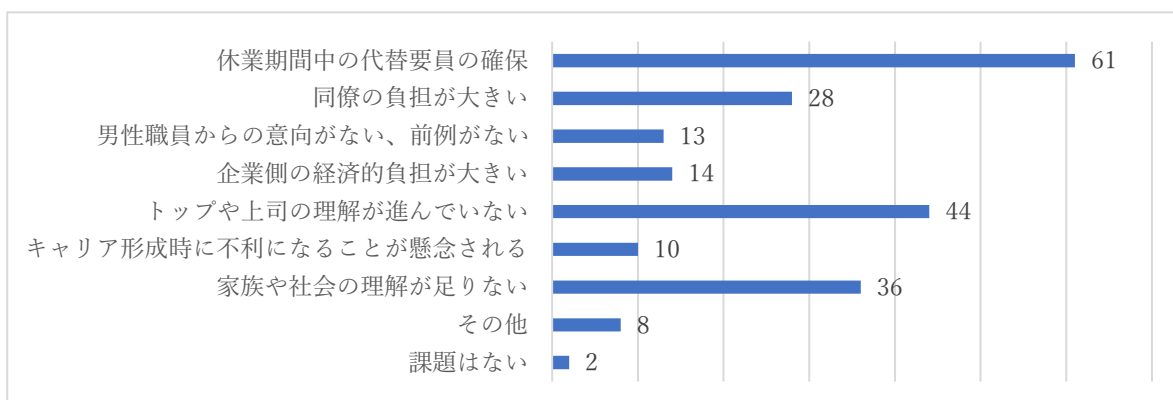
	件数	構成比
女性は働かない方がよい（専業主婦など）	7	3.3
結婚するまで働いた方がよい	4	1.9
子どもができるまで働いた方がよい	24	11.5
子どもができたら離職し、大きくなったら再び就職するのがよい	18	8.6
子どもができてもしっかりと働き続けるのがよい	131	63.2
その他	23	11.1
合計	207	99.6



6.男性が育児・介護休業制度の活用を推進するにあたって課題は何だと思いますか。

- ①休業期間中の代替要員の確保 ②同僚の負担が大きい ③男性職員からの意向がない、前例がない ④企業側の経済的負担が大きい ⑤職場のトップや上司の理解が進んでいない ⑥キャリア形成時に不利になることが懸念される ⑦家族や社会の理解が足りない ⑧課題はない ⑨その他()

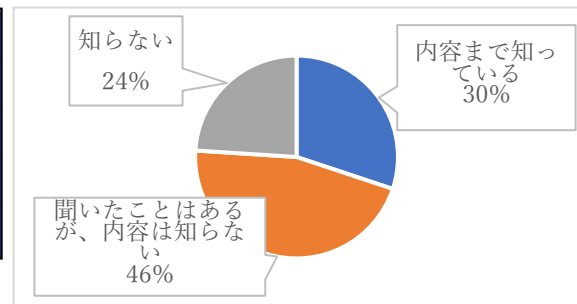
	件数	構成比
休業期間中の代替要員の確保	61	28.2
同僚の負担が大きい	28	12.9
男性職員からの意向がない、前例がない	13	6
企業側の経済的負担が大きい	14	6.4
トップや上司の理解が進んでいない	44	20.3
キャリア形成時に不利になることが懸念される	10	4.6
家族や社会の理解が足りない	36	16.6
その他	8	3.7
課題はない	2	0.9
合計	216	99.6



7.ワーク・ライフ・バランス(仕事とそれ以外の生活の調和)について知っていますか。

①内容まで知っている ②聞いたことはあるが、内容は知らない ③知らない

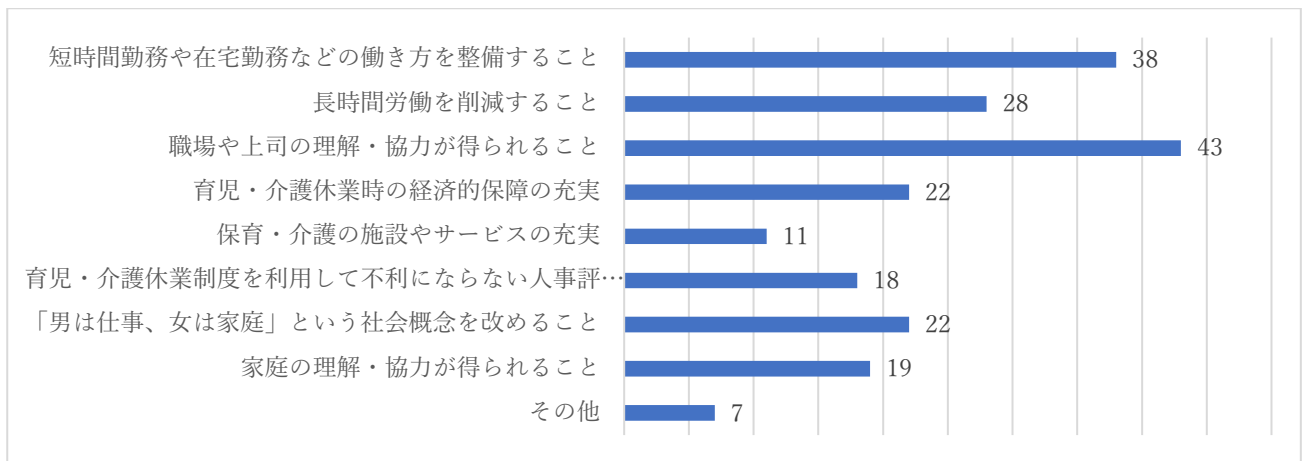
	件数	構成比
内容まで知っている	59	30.1
聞いたことはあるが、内容は知らない	90	45.9
知らない	47	23.9
合計	196	99.9



8.ワーク・ライフ・バランスの実現に必要なことは何だと思いますか。

①短時間勤務や在宅勤務などの働き方を整備すること ②長時間労働を削減すること
 ③職場の上司の理解・協力が得られること ④育児・介護休業時の経済的保障の充実
 ⑤保育・介護の施設やサービスの充実 ⑥育児・介護休業制度を利用して不利にならない人事評価制度
 ⑦「男は仕事、女は家庭」という社会概念を改めること ⑧家庭の理解・協力が得られること
 ⑨その他()

	件数	構成比
短時間勤務や在宅勤務などの働き方を整備すること	38	18.2
長時間労働を削減すること	28	13.4
職場や上司の理解・協力が得られること	43	20.6
育児・介護休業時の経済的保障の充実	22	10.5
保育・介護の施設やサービスの充実	11	5.2
育児・介護休業制度を利用して不利にならない人事評価制度	18	8.6
「男は仕事、女は家庭」という社会概念を改めること	22	10.5
家庭の理解・協力が得られること	19	9.1
その他	7	3.3
合計	208	99.4

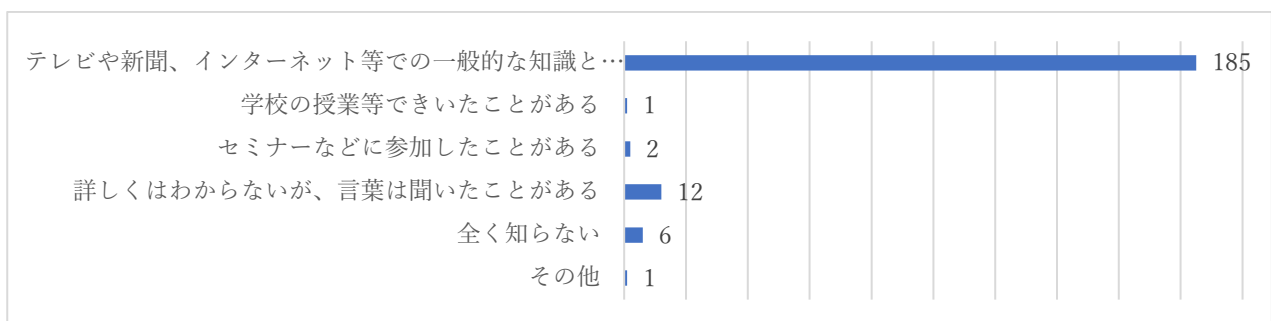


人権問題（暴力）について

1.ドメスティック・バイオレンス(配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力)について知っていますか。

①テレビや新聞、インターネット等での一般的な知識として知っている ②学校の授業等で聞いたことがある ③セミナーなどに参加したことがある ④詳しくはわからないが、言葉は聞いたことがある ⑤全く知らない ⑥その他()

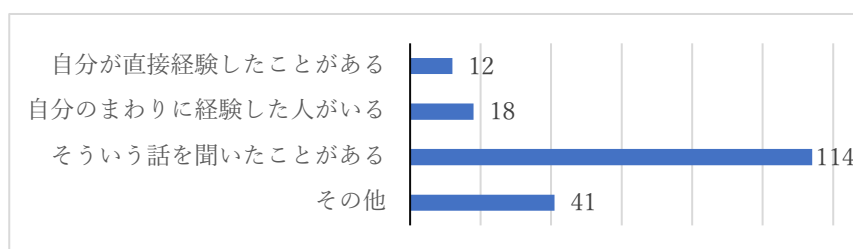
	件数	構成比
テレビや新聞、インターネット等での一般的な知識として知っている	185	89.3
学校の授業等で聞いたことがある	1	0.4
セミナーなどに参加したことがある	2	0.9
詳しくはわからないが、言葉は聞いたことがある	12	5.7
全く知らない	6	2.8
その他	1	0.4
合計	207	99.5



2.ドメスティック・バイオレンスを受けた経験や、そのようなことを身近で見聞きしたことはありますか。

①自分が直接経験したことがある ②自分のまわりに経験した人がいる ③そういう話を聞いたことがある ④その他()

	件数	構成比
自分が直接経験したことがある	12	6.4
自分のまわりに経験した人がいる	18	9.7
そういう話を聞いたことがある	114	61.6
その他	41	22.1
合計	185	99.8

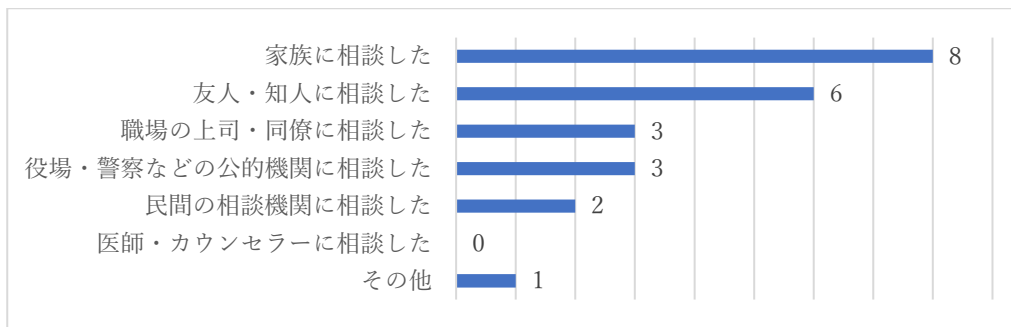


3.【2の質問で「①」を選んだ方におたずねします。】

身体的・心理的暴力を受けたことについて、誰かに打ち明けたり、相談したことはありますか。(3つまで選択可)

①家族に相談した ②友人・知人に相談した ③職場の上司・同僚に相談した ④役場・警察などの公的機関に相談した ⑤民間の相談機関に相談した ⑥医師・カウンセラーに相談した ⑦その他()

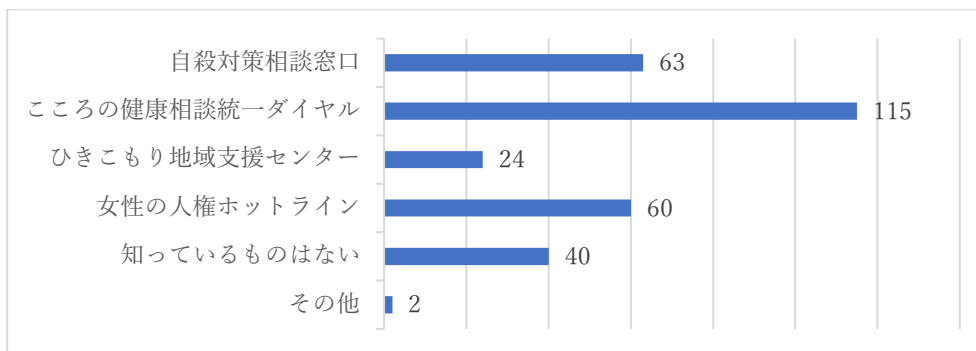
	件数	構成比
家族に相談した	8	34.7
友人・知人に相談した	6	26
職場の上司・同僚に相談した	3	13
役場・警察などの公的機関に相談した	3	13
民間の相談機関に相談した	2	8.6
医師・カウンセラーに相談した	0	0
その他	1	4.3
合計	23	99.6



4.女性に対する暴力や様々な悩みなどに関する相談窓口について、あなたが知っているものを選択してください。(2つまで選択可)

①自殺対策相談窓口 ②こころの健康相談統一ダイヤル ③ひきこもり地域支援センター ④女性の人権ホットライン ⑤知っているものはない ⑥その他（ ）

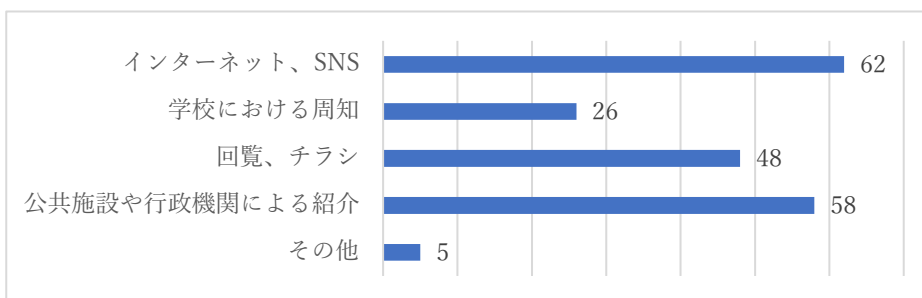
	件数	構成比
自殺対策相談窓口	63	20.7
こころの健康相談統一ダイヤル	115	37.8
ひきこもり地域支援センター	24	7.8
女性の人権ホットライン	60	19.7
知っているものはない	40	13.1
その他	2	0.6
合計	304	99.7



5.相談窓口の認知度を向上させるためには、どのような方法による周知が効果的だと思いますか。

①インターネット、SNS ②学校における周知 ③回覧、チラシ ④公共施設や行政機関による紹介 ⑤その他（ ）

	件数	構成比
インターネット、SNS	62	31.1
学校における周知	26	13
回覧、チラシ	48	24.1
公共施設や行政機関による紹介	58	29.1
その他	5	2.5
合計	199	99.8

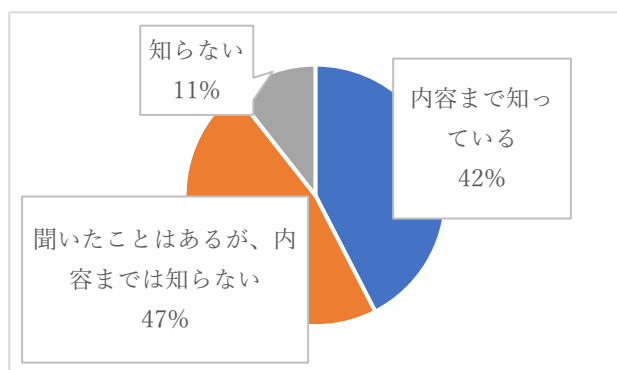


男女共同参画の視点からみた人権(性の多様性)

1.LGBTQ(性的マイノリティ)について知っていますか。

①内容まで知っている ②聞いたことはあるが、内容までは知らない ③知らない

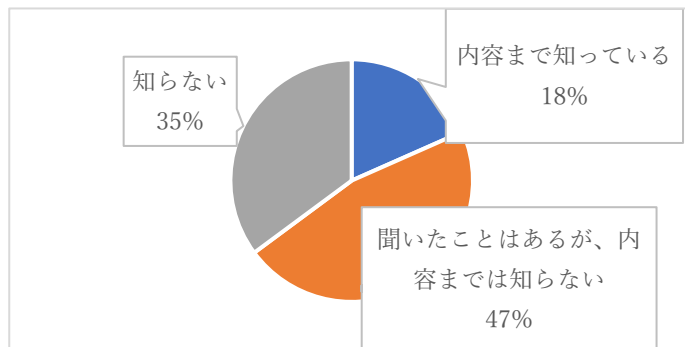
	件数	構成比
内容まで知っている	84	42.4
聞いたことはあるが、内容までは知らない	93	46.9
知らない	21	10.6
合計	198	99.9



2.SOGI(性的指向、性自認)について知っていますか。

①内容まで知っている ②聞いたことはあるが、内容までは知らない ③知らない

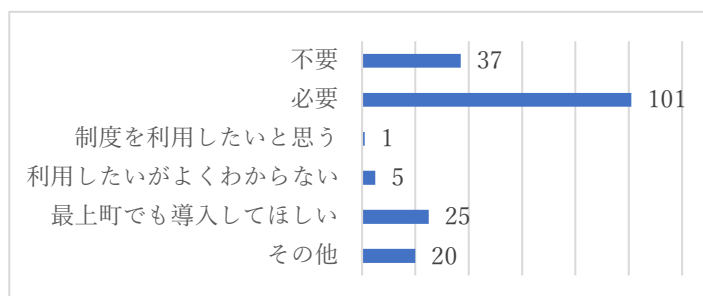
	件数	構成比
内容まで知っている	34	18.3
聞いたことはあるが、内容までは知らない	86	46.4
知らない	65	35.1
合計	185	99.8



3.山形県では、令和6年1月より『パートナーシップ宣誓制度(同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め、証明書を発行する制度)』が導入されました。これについて、あなたの考えを教えてください。(2つまで選択可)

①不要 ②必要 ③制度を利用したいと思う ④利用したいがよくわからない ⑤最上町でも導入してほしい ⑥その他()

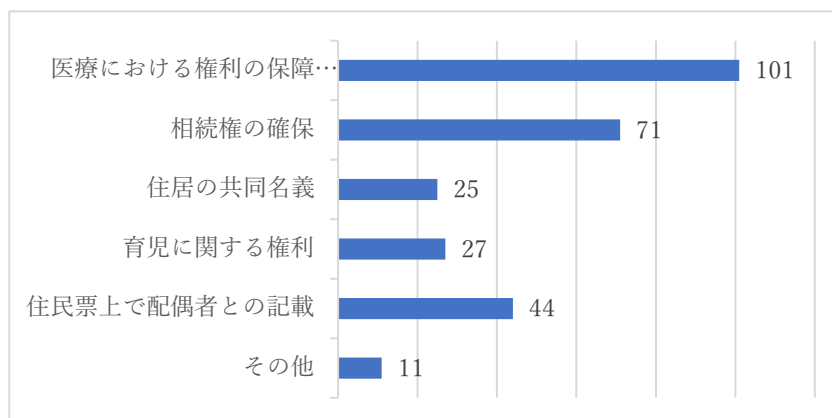
	件数	構成比
不要	37	19.5
必要	101	53.4
制度を利用したいと思う	1	0.5
利用したいがよくわからない	5	2.6
最上町でも導入してほしい	25	13.2
その他	20	10.5
合計	189	99.7



4.パートナーシップ宣誓制度を導入することで、どのようなサービスや支援が受けられると良いと思いますか。(2つまで選択可)

- ①医療における権利の保障(病院での面会、医療決定に関与ができるなど) ②相続権の確保
③住居の共同名義 ④育児に関する権利 ⑤住民票上で配偶者との記載
⑥その他()

	件数	構成比
医療における権利の保障 (病院での面会、医療決定に関与ができるなど)	101	36.2
相続権の確保	71	25.4
住居の共同名義	25	8.9
育児に関する権利	27	9.6
住民票上で配偶者との記載	44	15.7
その他	11	3.9
合計	279	99.7

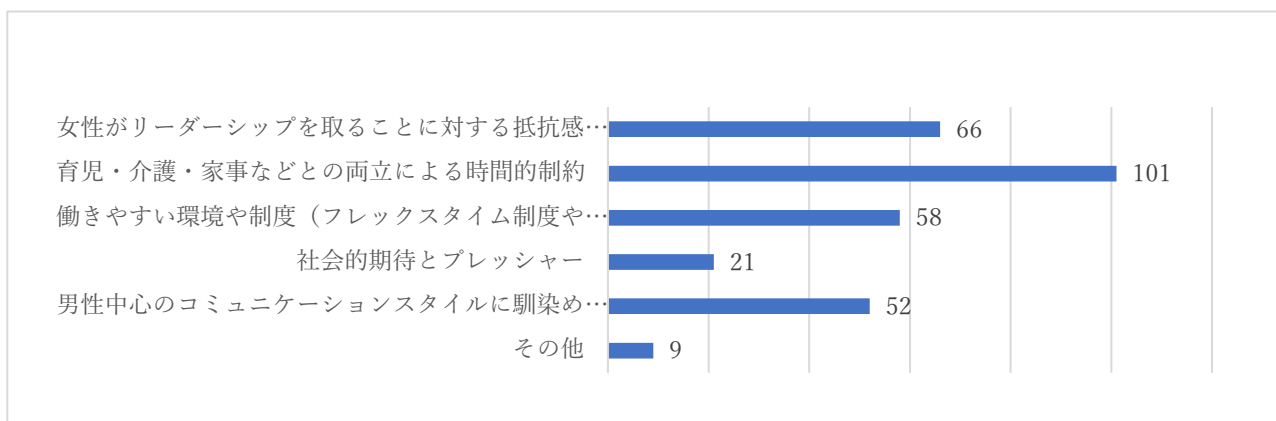


総合的なこと

1.自治会やPTA、職場において女性が役職に就くことについて、どのような課題があると思いますか。(2つまで選択可)

- ①女性がリーダーシップを取ることにに対する抵抗感による意識の偏り
②育児・介護・家事などとの両立による時間的制約 ③働きやすい環境や制度(フレックスタイム制度や育児休暇など)の整備不足 ④社会的期待とプレッシャー ⑤男性中心のコミュニケーションスタイルに馴染めず、コミュニケーションの壁を感じてしまうこと ⑥その他()

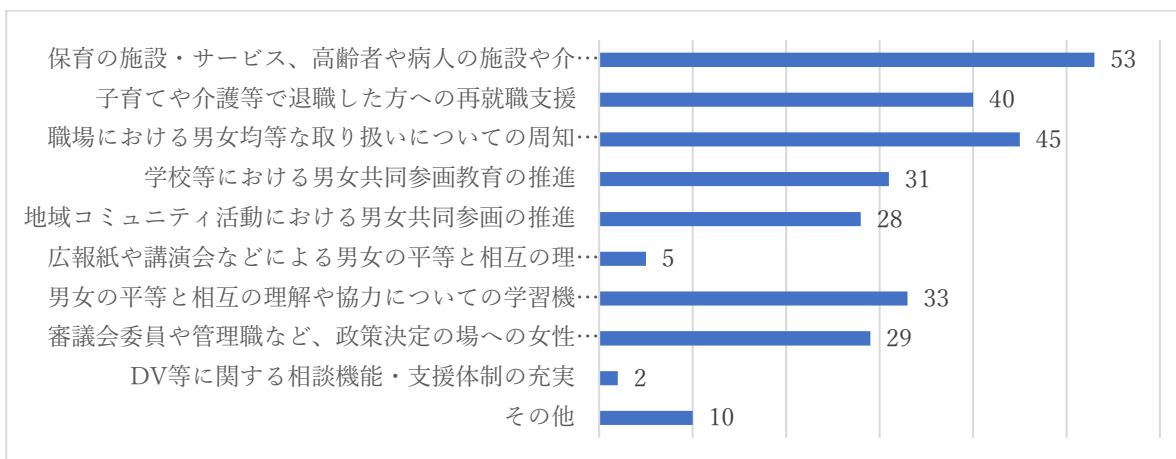
	件数	構成比
女性がリーダーシップを取ることにに対する抵抗感による意識の偏り	66	21.4
育児・介護・家事などとの両立による時間的制約	101	32.8
働きやすい環境や制度（フレックスタイム制度や育児休暇など）の整備不足	58	18.8
社会的期待とプレッシャー	21	6.8
男性中心のコミュニケーションスタイルに馴染めず、コミュニケーションの壁を感じてしまうこと	52	16.9
その他	9	2.9
合計	307	99.6



2.男女共同参画社会を実現するために、今後行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(2つまで選択可)

- ①保育の施設・サービス、高齢者や病人の施設や介護サービスの充実 ②子育てや介護等で退職した方への再就職支援 ③職場における男女均等な取り扱いについての周知徹底 ④学校等における男女共同参画教育の推進 ⑤地域コミュニティ活動における男女共同参画の推進 ⑥広報紙や講演会などによる男女の平等と相互の理解や協力についての周知 ⑦男女の平等と相互の理解や協力についての学習機会の充実⑧審議会委員や管理職など、政策決定の場への女性の積極的登用 ⑨DV等に関する相談機能・支援体制の充実 ⑩その他()

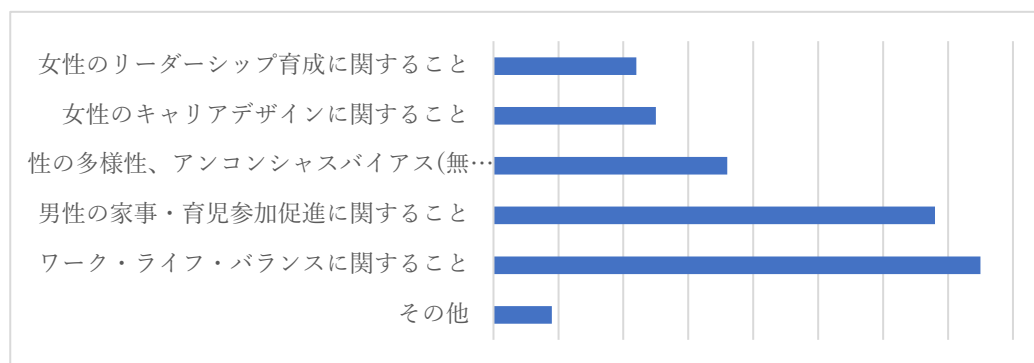
	件数	構成比
保育の施設・サービス、高齢者や病人の施設や介護サービスの充実	53	19.2
子育てや介護等で退職した方への再就職支援	40	14.4
職場における男女均等な取り扱いについての周知徹底	45	16.3
学校等における男女共同参画教育の推進	31	11.2
地域コミュニティ活動における男女共同参画の推進	28	10.1
広報紙や講演会などによる男女の平等と相互の理解や協力についての周知	5	1.8
男女の平等と相互の理解や協力についての学習機会の充実	33	11.9
審議会委員や管理職など、政策決定の場への女性の積極的登用	29	10.5
DV等に関する相談機能・支援体制の充実	2	0.7
その他	10	3.6
合計	276	99.7



3.今後男女共同参画に関するセミナー等イベントが開催される際、どのような内容であれば参加したいと思いますか。(2つまで選択可)

- ①女性のリーダーシップ育成に関すること ②女性のキャリアデザインに関すること
 ③性の多様性、アンコンシャスバイアス（無意識な思い込み）に関すること
 ④男性の家事・育児参加促進に関すること ⑤ワーク・ライフ・バランスに関すること
 ⑥その他()

	件数	構成比
女性のリーダーシップ育成に関すること	22	9.3
女性のキャリアデザインに関すること	25	10.6
性の多様性、アンコンシャスバイアス(無意識な思い込み)に関すること	36	15.3
男性の家事・育児参加促進に関すること	68	28.9
ワーク・ライフ・バランスに関すること	75	31.9
その他	9	3.8
合計	235	99.8



3.最後に、誰もが自分らしく豊かな生活を送ることができる社会づくりを実現するために、ご意見やご要望を自由にご記載ください。

"家庭・地域でざっくばらんな話し合い、学校での授業の中での話し合い"

満足度は人によってちがうのでよくわからない

家事の分担について身体的特性から見ると力のいる外仕事には男性の方がむいていると思うし、耐久力持続力反復力のいる家事は女性が向いていると考える。しかし、お互いに協力し合うことは大切で必要なことと思う。

困ったことがすぐに解決できる体制の実現

私は身体障害者です。身体障害者のことをもっと知ってほしい。子供だけではなくて町にも色々な体のことで悩み生活できるすべが無い方もいます。

人間社会は男女共働、共生でなければ成り立たない事を声にしたいです。

※当該計画の更新に係る記載を抜粋して記載しております。